

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 1 8 号

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年新潟市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 4 条」を「第 7 4 条・第 7 4 条の 2」に改める。

第 6 章中第 7 4 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 7 4 条の 2 条例第 8 3 条の 2 の規定による公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- （1） 条例第 2 条に規定する取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）
- （2） 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標
- （3） 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に規定される措置の内容

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。